

特定非営利活動法人サポート・ザ・エイジアンチルドレン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 サポート・ザ・エイジアンチルドレンとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市東吉松二丁目9番14-1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、人々の貧困からの脱却、自立的発展、基本的人権の擁護、教育が受けられるための支援や地球環境の保全・エネルギーの開発と活用等に向けて国際協力をを行う事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活向上の機会を著しく奪われている人々の問題解決への協力事業
- (2) 国境を越えた相互理解及び経験交流と留学促進事業
- (3) 現代社会の諸問題の啓発及び問題解決に向けた政策提言事業
- (4) 災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力及び防災事業
- (5) 生活向上をめざす人々が作る生産物の普及又は紹介を通じた雇用創出事業
- (6) 生活向上をめざす人々のための輸出入事業
- (7) 各企業の活動又は共有すべき情報に関する広報及び出版事業
- (8) 開発教育に関する事業
- (9) 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を推進するために必要な事業

2. この法人は、次の各号に掲げるその他の事業を行う。その事業収益は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

- (1) イベントの実施事業
- (2) 輸出入事業
- (3) 自動販売機等の設置事業
- (4) VTR記録・写真記録・ホームページ制作及び広報事業

第二章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人

- (3) 学生会員
この法人の目的に賛同して入会した高校生・大学生

- (4) 企業会員
この法人の目的に賛同して入会した企業

- (5) 企業賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した企業

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出し、年会費を納入することにより会員になることができる。

- 2. 代表理事は、入会申込者が、第3条に定める目的に賛同するときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3. 代表理事は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。企業にあっては解散したとき。
 - (2) 会員が正当な理由なく年会費を1年以上滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(除名)

- 第 10 条 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、その会員を除名することができる。
- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知とともに、前項の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第 11 条 会員が納入した年会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役員

(役員の種別)

- 第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
2. 理事のうち、1人を代表理事とする。
3. この法人は、理事会の議決により、副代表理事を2人以内、専務理事2人以内、常務理事2人以内を置くことができる。

(選任等)

- 第 13 条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事が指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、この法人の目的を遂行するために国内外の情報収集と研究及び企画・立案をする。
4. 常務理事は、この法人の目的を遂行するために定款の定めるその他の事業を管理・監督し情報収集と研究及び企画・立案をする。
5. 理事は、理事会の構成員として、法令・定款並びに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議により、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任及び職務
- (7) 年会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定によって監事が招集する場合を除く。

- 2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議案が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があつたときは、この限りではない。

2. 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の場合における第 18 条、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条、の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数

(3) 出席者数

(書面表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 役員の報酬

(2) 事務局の組織及び運営

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載したメール若しくはFAXで、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名押印しなければならない。
4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の財産目録に記載された財産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の

事業に関する資産の2種とする。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の承認を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第45条 代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会において議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第46条 この法人が資金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び職員を置く。
3. 事務局長及び職員は代表理事が任免する。

4. 理事は事務局長若しくは職員と兼職することができる。

5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類の備置き)

第49条 この法人は主たる事務所において、法第28条に規定する書類を備え置かねばならない。

(閲覧)

第50条 この法人は正会員及び利害関係人から前条の備置き書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 正会員の欠亡
2. 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雜則

(公告)

第55条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定める他、理事会の議決を経て代表理事が定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立時の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正 会 員	年額 10,000 円
贊 助 会 員	年額 5,000 円
学 生 会 員	年額 3,000 円
企 業 会 員	年額 100,000 円
企 業 贊 助 会 員	年額 50,000 円
3. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成20年6月30日とする。

代 表 理 事	大廣康夫
副 代 表 理 事	小松忠男
専 務 理 事	笹井功博
常 務 理 事	山本 隆
理 事	堀川雅弘
理 事	神崎文平
監 事	梅谷佳子
4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。